

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

				資料番号	68-1	担当課	薬務衛生課
法令名	調理師法	根拠条項	6	不利益処 分の種類	調理師の免許の取消し		
○調理師法 (抄) (昭和三十三年五月十日法律第四百七号) (免許の取消し) 第六条 都道府県知事は、調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。 一 第四条の二各号のいずれかに該当するに至ったとき。 二 その責めに帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。  <第四条の二各号の規定> 第四条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者 二 罰金以上の刑に処せられた者							